

次のとおり一般競争入札を行います。

平成 30 年 10 月 19 日

収支等命令者

佐賀県教育庁学校教育課長 大井手 広 毅

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 県立高校生徒用学習用パソコン等賃貸借契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から平成 36 年 3 月 31 日まで（賃貸借期間平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで）
- (3) 調達数量 6,010 台
- (4) 納入場所 県立高校生徒用学習用パソコン等賃貸借仕様書のとおり
- (5) 納入期限 平成 31 年 4 月 1 日（月）。ただし、各学校への納入日については県と協議する。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 108 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該

当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、平成30年11月5日(月)午後4時までに(1)の場所に直接持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当(新館2階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumuji@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書の入手先

(1)の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入予定機器等の確認申請書を平成30年11月12日(月)午後4時までに並びに入札参加届出書及び営業概要書を同月19日(月)午後4時までに5の(1)の場所へ持参すること。

期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

なお、入札参加届出書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

5 入札手続に関する事項

(1) 契約に関する事務を担当する部局

佐賀県教育庁学校教育課教育情報化支援室(旧館3階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7222

電子メールアドレス gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

平成 30 年 10 月 19 日（金）から同年 11 月 28 日（水）まで佐賀県ホームページに掲載する。

(3) 入札書の提出方法

入札書を(4)に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成 30 年 11 月 28 日（水）午前 9 時 30 分までに(1)の部局に必着とする。

また、封筒に「県立高校生徒用学習用パソコン等賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 30 年 11 月 28 日（水）午後 1 時 30 分

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 新館 8 号会議室

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない

場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）

第103条第3項第2号により免除する。

(3) 契約保証金

規則第115条第3項第3号により免除する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

再度入札は2回を限度とし、再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(8) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、平成30年11月12日(月)午後4時までに5の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。回答は、同月19日(月)までに電子メールで行う。

(9) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全て

を公表することがある。

- (10) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (11) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (12) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Tablet-type personal computer rental.
- (2) Deadline for delivery: April 1, 2019.
- (3) Bid description access: It will be available on the Saga Prefectural website from October 19, 2018 until November 28, 2018.

(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)
- (4) Date for the bid: November 28, 2018.
- (5) Contact information : Educational Information Technology Support Office, School Education Division (Old Building, 3th floor), Saga Prefectural Board of Education, Saga Prefectural Government
1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture
840-8570 Japan
Tel:0952-25-7222